平成２３年（フ）第４３３号
千葉県我孫子市寿２丁目９番20―402号
債務者　菅原　勇虎
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　勝之
4　破産債権の届出期間　平成23年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月24日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４４２号
千葉県我孫子市湖北台１丁目15番５号　201号
債務者　鈴木　洋子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　虎井　民子
4　破産債権の届出期間　平成23年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月24日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３９３号
川崎市高津区久末1955番地９
債務者　浜田　次郎
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　　尚
4　破産債権の届出期間　平成23年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３９４号
川崎市高津区久末1955番地９
債務者　浜田喜美子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　　尚
4　破産債権の届出期間　平成23年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
福島県いわき市平山崎字山岸４番地の１
債務者　鈴木　　満
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍛冶　大輔
4　破産債権の届出期間　平成23年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月３日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第７１２号
兵庫県三木市本町２丁目10番36号
債務者　横山由美子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽田　由可
4　破産債権の届出期間　平成23年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月14日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９０号
広島県三原市宮浦５丁目23番３号
債務者　古田　裕貴
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内奈保子
4　破産債権の届出期間　平成23年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月14日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第２１１号
北海道富良野市錦町８番45号しらかば団地C棟303号
債務者　奥田　美和（旧姓田部）
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月14日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６４号
石川県小松市今江町５丁目783番地５
債務者　北村　清一
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川本　　樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
金沢地方裁判所小松支部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２３年（フ）第５４号
岩手県東磐井郡藤沢町黄海字深堀246番地35
債務者　有限会社レインボー・ファーム藤沢
代表者代表取締役　高橋　栄孝
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所一関支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２２０号
愛知県稲沢市正明寺２丁目21番８号　エムティ林201
債務者　日吉　えみ
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１１６号
山形県尾花沢市大字朧気35番地１
債務者　落合トキ子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３３号
群馬県邑楽郡邑楽町大字石打2047番地
債務者　浦野　和幸
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第８３９号
さいたま市緑区東浦和１丁目６番地13　市川ハイツ301号
債務者　本橋由紀子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９９５号
埼玉県南埼玉郡宮代町字川端715番地２
債務者　成田　淳子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係